

# 興田地区振興会「職員福利厚生規程」

## (目的)

第1条 この規程は、興田地区振興会（以下「本会」という。）に勤務する職員の福利厚生に関する事項を定めることを目的とする。

## (福利厚生の種類)

第2条 本会の福利厚生は、次のとおりとする。

- (1) 慶弔見舞
- (2) 厚生年金への加入
- (3) 健康保険への加入
- (4) 労働保険への加入
- (5) 雇用保険への加入
- (6) 法律で定められた一般健康診断等の受診及び費用負担
- (7) 退職金制度への加入

## (適用範囲)

第3条 この規程は、興田地区振興会規約第9条に定める事務局に適用する。

- 2 一関市興田市民センター管理運営規程第3条2項に規定する職員については、前条第4号及び第5号を適用する。

## (補則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、興田地区振興会会長が別に定める

## 附則

- 1 この規程は、平成28年11月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年4月1日から適用する。